

(平成24年4月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	17 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から47年3月まで

私は、父親が経営する個人事務所に就職したが、その父親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。

加入手続後の国民年金保険料については、昭和47年4月から私が納付してきたが、2年ほど納付した頃に納付していなかった期間（44年6月から47年3月まで）の保険料について一括納付することができるというので、役所に行き、納付書を作成してもらい、銀行で納付した。

私は、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年6月から47年3月までの納付期間が記載された第2回特例納付によるものと考えられる領収証書を所持していることから、同制度を利用して、申立期間を含む、過去の未納とされていた期間を解消しようとしていたことは明らかである。

また、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料を全て納付している上、付加保険料を納付している期間のみならず、前納制度及び口座振替制度を利用して納付している期間もあるなど、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれ、そのような申立人が、5か月と短期間である申立期間の保険料も納付していたと考えても不自然ではない。

さらに、上記の領収証書によると、記載されている金額は、実際に上記の納付期間の国民年金保険料を納付した場合の金額とは異なっていることが確認できる上、特殊台帳によると、同納付期間のうち、昭和46年11月及び同

年 12 月については、保険料が第 2 回特例納付により納付されたことを示す「附 18 条」の印が押された上で、その部分を黒塗りで消去した形跡が見受けられるなど、行政側の事務処理に誤りなどがあったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年5月から50年3月まで
② 昭和54年1月から同年3月まで

私は、20歳になるに当たり、両親と、「国民年金に加入しなくてはならない。今から老後についてしっかり考える。」という話合いをした上で、昭和47年5月頃に母親と一緒に市役所で加入手続きを行い、国民年金保険料については、結婚前は私か母親が、結婚後は私が夫の奨学金の返済と併せて納付していた。申立期間①及び②について、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、結婚後も国民年金に任意加入し、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料が納付済みとなっていることなどから、申立人の国民年金に対する関心及び保険料の納付意識が高かったと認められ、途中の申立期間②のみ保険料が未納とされているのは不自然である上、申立期間②は3か月と短期間である。

また、申立人は、「申立期間②の途中に住所変更を行ったが、住所の変更手続きを行った上で、国民年金保険料を納付していた。」と述べているところ、申立人が所持する年金手帳には住所変更を示す内容が記載されており、申立人が住所変更の手続きを適切に行っていることが確認できる。

2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和47年5月頃に母親と一緒に市役所で国民年金の加入手続きを行い、郵便局で保険料を納付していたと述べているものの、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与され

た任意加入被保険者の被保険者資格取得時期から、申立人の国民年金の加入手続は、50年4月頃に行われたと推認でき、加入手続時期についての申立人の主張と符合しない。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和50年4月の時点において、申立期間①のうち、47年5月から同年12月までの国民年金保険料は時効により納付することはできず、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立期間①の前後を通じて、同一市内に居住していた申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から61年12月まで
② 昭和63年1月から同年3月まで
③ 昭和63年6月
④ 昭和63年10月から同年12月まで
⑤ 平成6年4月及び同年5月

私は、両親に勧められて、大学を卒業して数箇月後に、私自身がA区役所で国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料の納付について、保険料額は覚えていないが、昭和56年4月分から私がA区役所で毎月納付した。

平成6年5月に、結婚し、B市C区に転居後、夫が海外に赴任予定だったため、すぐに年金に係る手続を行い、国民年金保険料を集金人に納付したが、納付記録は1か月となっており、同年4月及び同年5月の2か月分が未納とされている。

申立期間①から⑤までの国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間⑤について、申立人のオンライン記録によると、申立期間⑤直前の平成6年3月の国民年金保険料は現年度納付により納付済みとなっていたにもかかわらず、同年同月分の過年度納付書が発行されている上、申立人は、当該納付書により保険料を納付していたことが還付記録から確認でき、当時、行政側の事務処理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

また、申立人は、平成6年5月に結婚し、B市C区に転居後、夫が海外に赴任予定だったため、すぐに年金に係る手続きを行い、国民年金保険料を集金人に納付したと述べているところ、申立期間⑤直後の同年6月の保険料は現年度納付されており、申立期間⑤は2か月と短期間であることを踏まえれば当該期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、両親に勧められて、大学を卒業して数箇月後に、申立人がA区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の納付について、保険料額は覚えていないが、昭和56年4月分から申立人がA区役所で毎月納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の被保険者資格記録から、申立人の国民年金の加入手続き時期は、平成元年2月から同年3月までの間と推認でき、申立内容と一致しない。

また、申立人が、国民年金の加入手続きを行ったと推認される平成元年2月から同年3月までの時点において、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立期間①の保険料を納付するためには別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、申立期間の始期から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考え難く、その形跡も見当たらない。

さらに、申立期間②、③及び④について、申立人は、申立期間①同様、国民年金保険料をA区役所で毎月納付したと主張しているが、オンライン記録によると申立期間②及び③の保険料は、過年度納付書により納付したものの「時効期間納付」を理由に過誤納となり、申立期間②の保険料については、平成2年6月に、昭和63年4月及び同年5月の保険料に充当され、申立期間③の保険料については、平成2年12月に、申立期間④直前の昭和63年9月の保険料に充当されていることが確認できることから、それぞれ納付済みとはならなかったものと考えられる上、申立人が保険料をA区役所で毎月納付したとする申立内容と一致しない。

加えて、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から50年3月までの期間及び平成元年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年9月から50年3月まで
② 平成元年1月

私は、昭和49年9月にそれまで勤務していた会社を退職し、時期は定かではないが、区役所に出向き、国民年金の加入手続を行った。加入手続を行って以降の国民年金保険料は数箇月に一度、自宅で集金人に納付していたが、53年4月頃から口座振替で保険料を納付していた。送られた時期や、金額については覚えていないが、自宅に納付書が送られてきたので、納付書で納付した記憶がある。

また、昭和63年9月にそれまで勤務していた会社を退職し、国民年金の加入手続を行った。加入手続を行ったと同時に国民年金保険料の口座振替の手続を行ったが、口座振替ができなかった期間の保険料は、送られてきた納付書で納付した。

行政機関などから送られてきた納付書は、納付しなくてはいけないものだと思っていたので、納付書が自宅に送られてきていたのなら、必ず国民年金保険料は納付しているはずで、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年9月にそれまで勤務していた会社を退職し、国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付番された任意加入被保険者の被保険者資格取得時期から、申立人は50年6月に国民年金の加入手続を行ったと推認でき、その時点で申立期間①の国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間である。

また、申立人は、自宅に送られてきた納付書で国民年金保険料を納付したと述べているところ、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）には、昭和49年度摘要欄に「納発」の印が押されていることから、過年度保険料の納付書が発行されたことが確認できる上、申立期間①直後の昭和50年4月から同年7月までの期間について、管轄市役所の国民年金被保険者名簿には納付記録が無く、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）には8か月分の納付が進達された後、12か月分の納付に訂正されている上、過年度納付を示す「現」と「11」のゴム印が押されていることから、申立期間①の保険料は過年度納付されたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②について、申立人は、昭和63年9月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、国民年金の加入手続を行った時に、国民年金保険料の口座振替の手続を行い、口座振替ができなかった期間の保険料は、送られてきた納付書で納付したと述べているところ、管轄市役所が管理する国民年金被保険者名簿により、同年9月及び同年10月の保険料は納付済みとなっている上、平成元年2月以降の保険料は口座振替により納付されていることが確認でき、申立人の主張と一致する。

加えて、申立人は、申立期間①及び②を除き国民年金保険料を全て納付している上、保険料を口座振替により納付している期間も確認できることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる上、申立期間①及び②は、それぞれ7か月及び1か月と短期間であり、申立人が、申立期間①及び②の保険料を納付していたと考へても特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和36年7月7日から同年9月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間のうち、昭和61年6月1日から同年8月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年7月7日から同年9月1日まで
② 昭和43年4月29日から同年5月1日まで
③ 昭和46年2月27日から同年4月1日まで
④ 昭和58年9月30日から同年10月1日まで
⑤ 昭和61年6月1日から同年8月1日まで
⑥ 昭和61年8月21日から同年9月1日まで

申立期間①について、夫は、昭和23年3月16日から41年1月に退職するまで、A社及び同社の関連会社に継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録では、A社からC社に転勤した際の当該期間が被保険者となっていない。

申立期間②について、昭和43年4月30日までC社（D健康保険組合によると、C社は、42年8月1日に名称変更によりE社となってい

る。)に勤務していたにもかかわらず、資格喪失日が同年4月29日となっており、当該期間が被保険者期間となっていない。

申立期間③について、昭和46年3月31日までF社に勤務していたにもかかわらず、資格喪失日が同年2月27日となっており、当該期間が被保険者期間となっていない。

申立期間④について、昭和58年9月30日までG社に勤務していたにもかかわらず、資格喪失日が同年9月30日となっており、当該期間が被保険者期間となっていない。

申立期間⑤について、厚生年金保険の記録によると、当該期間の標準報酬月額が12万6,000円になっているが、家計簿に記載された給与額及び厚生年金保険料額は、15万円の標準報酬月額に相当すると思われる。

申立期間⑥について、昭和61年8月31日までH社に勤務していたにもかかわらず、資格喪失日が同年8月21日となっており、当該期間が被保険者となっていない。

調査の上、申立期間①から⑥までについて、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、複数の同僚の供述、D健康保険組合から提出された健康保険の記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(A社からC社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は、当該期間においてA社が加入していたD健康保険組合の被保険者となっていることから、昭和36年9月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明であるとしており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事

務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間⑤について、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額が 12 万 6,000 円と記録されているところ、申立人の妻が提出した家計簿において、当該期間に係る昭和 61 年 6 月分及び同年 7 月分の給与の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は 15 万円であることが確認できる。

また、上記の家計簿に記載された厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該期間以外の期間においてもオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、家計簿に記載された厚生年金保険料控除額は信憑性^{びょう}が高いものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、標準報酬月額 15 万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得ることはできず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立期間②について、複数の同僚が申立人を記憶していたものの、申立人の E 社における離職日を記憶している者はおらず、申立人の当該期間における勤務実態をうかがうことができない。

また、E 社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び健康保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の同社における被保険者資格喪失日は昭和 43 年 4 月 29 日となっており、オンライン記録と一致している。

さらに、D 健康保険組合における申立人の資格喪失日は昭和 43 年 4 月 29 日となっており、オンライン記録と一致している。

- 4 申立期間③について、複数の同僚が申立人を記憶していたものの、申立人の F 社における離職日を記憶している者はおらず、申立人の当該期間における勤務実態をうかがうことはできない。

また、F 社は、「当時の人事記録及び給与関係書類は保存していな

い。」と回答しており、勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

- 5 申立期間④について、複数の同僚が申立人は昭和 58 年 9 月 30 日まで G 社に勤務していたと供述しているものの、申立人の妻が提出した家計簿において、申立人は、当該期間の前に退職した旨の記載が確認できる。

また、上記の家計簿において、昭和 58 年 9 月分給与から厚生年金保険料が控除されたことが確認できるものの、当該保険料は同年 8 月の保険料であり、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていた旨の記載は無い。

さらに、G 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

- 6 申立期間⑥について、H 社における厚生年金保険の被保険者は、申立人と事業主の 2 名であり、当該事業主に照会したものの、回答を得ることができず、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、申立人の妻が提出した家計簿において、昭和 61 年 8 月分給与から厚生年金保険料が控除されたことが確認できるものの、当該保険料は同年 7 月の保険料であり、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていた旨の記載は無い。

- 7 このほか、申立人の申立期間②から④まで及び⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②から④まで及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を平成5年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月26日から同年4月1日まで
厚生年金保険の記録では、申立期間の記録が欠落しているが、私は、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険にも加入していたはずである。

当時、事業所の経営母体がA社からB社に変わったが、事業所は継続して営業していたし、仕事内容等が変わることは無かった。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同様にA社及びB社において被保険者記録のある同僚は、「店舗の経営母体がA社からB社に変わった際も、従業員は継続して雇用されており、申立人も申立期間において同社に勤務していた。」と供述しているところ、当該同僚が所持する給与明細書及び預金通帳から、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社からB社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社における平成5年4月のオンライン記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについて、事業主は不明としているが、社会保険事務所（当時）におけるB社の資格取得日が雇用保険の資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が、平成5年4月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和43年10月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月18日から同年11月1日まで

私は、昭和43年4月1日にA社に入社し、同社C工場で6か月間の研修後、同社D出張所（厚生年金保険の適用事業所は、同社B工場。以下同じ。）に異動になり、その後、同社E出張所に勤務した。

厚生年金保険の記録によると、申立期間の被保険者記録が無いが、A社に継続して勤務しており、厚生年金保険料も毎月給与から控除されていた。

給与明細書及び賃金計算書を提出するので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る従業員名簿（人事記録）、申立人から提出された給与明細書及び賃金計算書並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社C工場から同社D出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が、「同時期にA社C工場から同社D出張所に異動になった。」として挙げた同僚の資格喪失日が、申立人と同様、昭和43年10月18日となっていること、及び同年10月分の給与明細書が同社C工場で発行したものと考えられることから、同年10月18日と

することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、賃金計算書において確認できる報酬月額から、2万6,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

神奈川県厚生年金 事案 7655 (事案 6819 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人に係る標準報酬月額記録について、申立期間のうち、昭和40年6月から同年8月までは4万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく船員保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく船員保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人に係る標準報酬月額記録について、申立期間のうち、昭和45年10月、同年11月、46年1月及び同年3月は12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく船員保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく船員保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年6月10日から同年9月17日まで
② 昭和40年9月17日から41年2月1日まで
③ 昭和45年10月1日から46年4月1日まで

私は、昭和40年9月17日から58年8月9日までの期間、A社(現在は、B社)で船員として勤務していた。申立期間②及び③の船員保険の標準報酬月額が低く記録されている。当該期間の標準報酬月額記録を訂正してほしいと申し立てたが、「当該期間について、標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。」との回答であった。しかし、当初の判断後、申立期間①として、C社に籍をおいてA社所属の船舶に融通船員として乗船した期間と、当初に申し立てた申立期間②及び③に係る給与支給明細書が新たに見付かったので、申立期間の標準報酬月額の訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、B社が保管する申立人に係る船員保険被保

険者台帳において確認できる標準報酬月額は、A社に係る船員保険被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間②及び③において、その主張する標準報酬月額に見合う船員保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間②及び③について、申立人がその主張する標準報酬月額に見合う船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 9 月 7 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回、申立人は、当初の決定後に申立期間②及び③に係る給与支給明細書が見付かったとして、再度、調査審議してほしいと申し立てている。

申立期間③について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人に係る当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、当該期間のうち、昭和 45 年 10 月、同年 11 月、46 年 1 月及び同年 3 月は 12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間のうち、昭和 45 年 10 月、同年 11 月、46 年 1 月及び同年 3 月について、事業主が作成した申立人に係る船員保険被保険者名簿の記録から、オンライン記録どおりの届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、昭和 40 年 9 月から 41 年 1 月までの給与支給明細書により、総支給額及び船員保険料控除額に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所に届けられた標準報酬月額と同額であり、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の提出した当該期間に係る給与支給明細書は委員会の当初の決定を

変更すべき新たな事情とは認められず、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間③のうち、昭和45年12月及び46年2月は、オンライン記録における標準報酬月額は、給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額より低額であるものの、給与支給明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額と同額であることから、申立人の提出した当該期間に係る給与支給明細書は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、申立人の当該期間における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

申立期間①について、今回、申立人は、新たに当該期間についても標準報酬月額の相違を申し立てているところ、申立人が所持する昭和40年6月分から同年8月分までに係る給与支給明細書から、総支給額及び船員保険料控除額に見合う標準報酬月額は、共にオンライン記録を上回っていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記の給与支給明細書から判断すると、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和59年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年1月30日から同年2月1日まで
夫は、昭和53年7月から60年2月までA社に継続して勤務していたが、59年1月30日に同社本社から同社B支店に異動した期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員名簿から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業主は、A社の転勤における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日及び取得日は、通常1日付けであると回答していること、及び複数の同僚の同社本社と同社B支店間の異動時の厚生年金保険の被保険者資格の喪失及び取得に係る記録が1日付けであることから、昭和59年2月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、41万円とすることが妥

当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年12月8日、17年12月4日、18年12月15日及び19年12月15日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、31万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月8日
② 平成16年12月4日
③ 平成17年12月4日
④ 平成18年12月15日
⑤ 平成19年12月15日
⑥ 平成20年12月10日

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間①から⑥までに係る標準賞与額の記録が無い。

調査の上、申立期間に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③から⑤までについて、申立人から提出された当該期間に係る賞与明細書並びにB社から提出された申立期間③から⑤までに係る給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿及び同社の回答により、申立人は、当該期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及

び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間①及び③から⑤までに係る標準賞与額については、賞与明細書及び給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿において確認できる賞与支給額から、それぞれ 31 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び③から⑤までに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出おらず、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②及び⑥について、申立人から提出された賞与明細書では、当該期間に係る賞与が支払われていたことは確認できるが、当該賞与に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、B社は、「社内調査の結果から判断すると、申立人の申立期間②及び⑥に係る賞与からは、所得税のみを控除し、厚生年金保険料は控除していないと思われる。また、当該期間に係る厚生年金保険料を、申立人のほかの月に係る給与及び賞与から控除した事実は確認できなかった。」と回答している。

このほか、申立期間②及び⑥について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②及び⑥について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和35年12月20日から36年1月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を35年12月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和35年12月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和45年12月30日から46年1月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社（現在は、D社）における資格喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和45年12月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間のうち、昭和47年4月1日から同年5月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額（8万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、E社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を8万6,000円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、昭和47年5月28日から同年6月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のE社における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和47年4月（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）及び同年5月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 昭和35年12月20日から36年1月1日まで
② 昭和45年12月30日から46年1月1日まで
③ 昭和47年4月1日から同年5月1日まで
④ 昭和47年5月28日から同年6月1日まで

申立期間①について、昭和35年3月から37年6月まで継続してF社及びA社に勤務していたが、35年12月にF社からA社へ転勤した際の資格喪失日が同年12月20日、転勤先での資格取得日が36年1月1日になっている。

申立期間②について、C社に昭和45年12月31日まで勤務していたが、同社での資格喪失日が同年12月30日になっている。

申立期間③について、E社の給与明細書によると、昭和47年4月から8万5,000円に昇給しているが、申立期間の標準報酬月額が入社時と変わらず8万円となっている。

申立期間④について、E社に昭和47年5月31日まで勤務していたが、同社での資格喪失日が同年5月28日になっている。

申立期間①から④までの厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時のF社の社会保険担当者は、「申立人は当該期間に継続して勤務していた。」と供述している。

また、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によると、34名（うち1名は記録訂正済）の同僚が申立人と同様の記録となっているものの、このうち7名が「継続して勤務していたにもかかわらず、申立人と同様に記録が欠落している。給与から毎月保険料が控除されていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（F社からA社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記の担当者は、「給与計算の締め日に当たる昭和35年12月20日付けで資格喪失の届出を行い、同年12月の保険料は異動先のA社で納付してもらうことを想定していたが、両社間の異動に伴う事務引継ぎが適切に行われていなかった。」との供述をしていることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を35年12月20日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人と同日に異動した 34 名全員について、同様の被保険者期間の欠落が生じていたことから、事業主がオンライン記録どおりの取得日を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 35 年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人は、C 社において昭和 45 年 12 月 30 日に資格喪失している。

しかしながら、申立人から提出された昭和 45 年 12 月分の給与明細書には欠勤控除された記載が無いことから、申立人は、当該期間において C 社に勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚が「C 社は、厚生年金保険料を当月控除していた。」と供述している上、申立人が同社で被保険者資格を取得した昭和 38 年 5 月分の給与明細書には、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料が控除されていることから、同社における厚生年金保険料は当月控除であったと認められるところ、45 年 12 月分の給与明細書から、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、昭和 45 年 12 月分の給与明細書の支給合計額から、6 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C 社は D 社に合併されている上、当時の事業主は死亡していることから証言を得ることができず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③について、オンライン記録によると、申立人の昭和 47 年 4

月の標準報酬月額が8万円とされている。

しかしながら、申立人がE社で被保険者資格を取得した昭和46年3月分の給与明細書には、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料が控除されていることから、同社における厚生年金保険料は、当月控除であったと認められるところ、47年4月分の給与明細書において、標準報酬月額8万6,000円に見合う厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、その主張する標準報酬月額（8万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間④について、オンライン記録によると、申立人のE社における資格喪失日は昭和47年5月28日となっている。

しかしながら、申立人から提出された昭和47年5月分の給与明細書には欠勤控除された記載が無いことから、申立人は、当該期間においてE社に勤務していたことが認められる。

また、上記のとおり、E社における厚生年金保険料は当月控除であったと認められるところ、昭和47年5月分の給与明細書から、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和47年5月分の給与明細書の支給合計額及び厚生年金保険料控除額から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間③及び④に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、E社は既に解散している上、当時の事業主は死亡していることから証言を得ることができず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額及び被保険者資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年3月31日から同年4月20日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年4月20日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を同年4月20日に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間の標準報酬月額については47万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から同年5月16日まで
私は、昭和63年4月から平成6年5月までA社に継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録では、平成6年3月31日に被保険者資格を喪失している。調査の上、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年3月31日から同年4月20日までの期間について、申立人から提出された給与明細書、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が当該期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である平成6年3月31日（23年1月6日付けで6年4月20日に変更されている。）より後の6年4月20日付けで、同僚4人の標準報酬月額が4年5月又は同年10月に遡及して訂正されているとともに、申立人を含む同僚23人について資格喪失日を6年3月31日とする処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人が、平成6年3月31日に厚生年金保

険被保険者資格を喪失した記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は当該喪失した旨の処理を行った同年4月20日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の記録から、47万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成6年4月20日から同年5月16日までの期間について、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が所持している給与明細書により、平成6年4月の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和51年4月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年4月から同年6月までは9万8,000円、同年7月から51年3月までは15万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月21日から51年4月21日まで

私は、昭和48年8月6日にA社に入社し、51年4月21日に系列のB社に異動後、55年6月3日まで同社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。厚生年金保険料の控除を証明する給与明細書等は残っていないが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

企業年金連合会が保管する申立人の厚生年金基金加入員台帳及び中脱記録照会（回答）並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和51年4月21日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、上述の厚生年金基金加入員台帳及び中脱記録照会（回答）によると、申立人が昭和51年4月21日にA社に係る同基金加入員資格を喪失し、同日にB社に係る同資格を取得したことが確認でき、基金加入期間に欠落は無い。

さらに、C厚生年金基金は、「申立期間当時も現在と同様に複写式の届出書を使用している。」と回答している。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者資格の喪失日は昭和50年4月21日となっているものの、同年7月に標準報酬月額を15万円とする随時改定の記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和51年4月21日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿から、昭和50年4月から同年6月までは9万8,000円、同年7月から51年3月までは15万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を2万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 26 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 3 月に A 社（現在は、B 社）に入社し、同社 C 工場に勤務していたが、39 年 4 月から同社の企業内学校である D 学園で 1 年間修学した。

昭和 40 年 3 月に D 学園から前の職場である同社 C 工場に転籍となったが、給与の変更は無かった。申立期間の標準報酬月額が 1 万 2,000 円に引き下げられているが、同年の源泉徴収票などから考えると、当該月額は間違いであり、申立期間の標準報酬月額は 2 万円と思われるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社における標準報酬月額は、昭和 39 年 4 月から 40 年 2 月までは 2 万円と記録されているが、同社 C 工場における資格取得時の同年 3 月から同年 9 月までの標準報酬月額は 1 万 2,000 円と記録されている。

しかし、B 社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人の昭和 40 年 3 月 26 日の資格取得時の標準報酬月額は、2 万円と決定されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」から、2 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年12月10日から7年1月5日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を6年12月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、平成7年1月5日から同年2月16日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年12月10日から7年1月5日まで
② 平成7年1月5日から同年2月16日まで

私は、平成6年12月10日にA社にB部長として入社したが、入社当初から給料の遅配があったため、翌年の2月15日に退社した。その期間の給料は、総額で45万円ほどだったので、厚生年金保険の資格取得日と標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録から、申立人は、平成6年12月10日から、A社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録から、当該期間及びその前後の期間にA社において被保険者記録が確認できる複数の元従業員について、その厚生年金保険及び雇用保険の資格取得日を確認した結果、厚生年金保険の資格取得日と雇用保険の資格取得日が一致している上、このうちの複数の者が自身の入社日を記憶しているところ、その記憶する入社日は、それぞれの厚生年金

保険の資格取得日と一致していることから、同社では厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格を同時に取得させる取扱いであったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、44万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成7年4月30日より後の同年5月30日付けで、遡って9万8,000円に訂正されている上、申立人を除く13名についても、その標準報酬月額が遡って訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成3年10月5日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月30日から同年10月5日まで

私は、平成2年4月1日にA社に入社し、3年10月4日に退職するまで継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、同社の資格喪失日が同年9月30日と記録されている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が、平成3年10月4日までA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、当初、平成3年10月5日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（同年9月30日）より後の同年12月7日付けの処理により、同年10月1日の定時決定の記録が取り消された上で、遡って同年9月30日に訂正されていることが確認できるほか、申立人を除く26名についても、資格喪失日が遡って同年9月30日と記録されていることが確認できる。

さらに、A社の履歴事項全部証明書によると、同社が申立期間において法人の事業所であったことが確認できることから、同社は、厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成3年9月30日に遡って被保険者資格を喪失した旨の訂正処理を行う合理的な理由は見当た

らず、当該訂正処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当初、事業主が届け出た同年 10 月 5 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該訂正処理前の記録から 26 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 52 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 52 年 1 月まで

年金事務所で国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、昭和 43 年 10 月 3 日から 48 年 8 月 1 日までの被保険者記録が判明したが国民年金保険料の納付は確認できなかった。A 区に在住していた 36 年 4 月から 52 年 1 月まで、国民年金に加入し保険料を支払っていたはずであり、B 施設が廃止され解体工事が行われていた頃に改修工事をしていた区役所に国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を納付していたと記憶もあるので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月から 52 年 1 月までの期間について、時期は忘れてしまったが、当時の居住地を管轄している役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、改修工事中の区役所に国民健康保険料と一緒に納付していたと主張しているが、申立人は、保険料の納付時期及び納付金額については覚えておらず、その夫も、申立期間当時の国民年金については、妻任せであったので詳細は分からないとしていることから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付番された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 44 年 1 月上旬と推認され、かつ、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、同年同月上旬に、夫の厚生年金保険被保険者資格喪失日後の 43 年 10 月 3 日に遡って、初めて国民年金加入記録が作成されていることが確認でき、申立期間のうち 36 年 4 月から 43 年 9 月までの期間は、国民年金の未加入期

間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を国民健康保険料と一緒に区役所に納付したとしているが、申立人の夫は、申立期間の大半は、厚生年金保険被保険者であることが確認でき、申立人の夫は、「申立期間は、自分の給与で生活していた。妻は、基本は専業主婦であった。」と供述しているところから、申立人は夫から扶養されていたと推認され、国民健康保険に加入していたとは考え難く申立人の主張と一致しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年8月1日から28年3月1日まで
② 昭和34年6月10日から37年6月20日まで
③ 昭和38年7月1日から39年5月1日まで
④ 昭和42年8月1日から43年1月5日まで

私は、A事務所、B事務所（現在は、C事務所）及びD事務所に継続して勤務し、在職中は厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、年金記録がつながっていないのはおかしい。調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事務所は、申立人の夫を事業主とする事務所であり、当該期間当時、同事務所に在籍していた職員の証言から申立人が同事務所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同事務所が厚生年金保険の適用事務所となった昭和27年8月1日に資格を取得した者は、申立人の夫と同僚6名のみとなっており、申立人の氏名は無い。

また、上記被保険者名簿によると、申立人が被保険者資格を取得したのは、昭和28年3月1日であり、当該取得に係る申立人の厚生年金保険の記号番号は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により同僚2名と共に連番で払い出されていることが確認できる。

さらに、連絡先の確認できた同僚からも当該期間に申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる証言は得られなかった。

申立期間②について、申立人は、A事務所では資格を喪失後、継続してB

事務所で勤務していたと主張している。

しかし、当該期間について、B事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和36年12月9日であり、同日より前の期間については、同事務所は適用事業所となっていない。

また、B事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる被保険者のうち、連絡先の分かった同僚に照会したが、申立人が同事務所で資格を取得した昭和37年6月20日より前の期間の在職及び申立人が厚生年金保険の被保険者となる雇用形態であったか否かについて証言を得ることはできなかった。

さらに、上記被保険者名簿において、B事務所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和36年12月9日に資格を取得した者は5名いるが、この中に申立人の氏名は無く、申立人が資格を取得したのは、37年6月20日である上、当該取得に係る申立人の厚生年金保険の記号番号は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により同年7月26日に払い出されていることが確認できる。

加えて、C事務所は、当時の資料を保管していないことから、申立人の厚生年金保険の加入については不明である旨回答している。

なお、申立期間②について、申立人は、A事務所、B事務所及びD事務所は、実質、夫が経営していた事務所であることから、これらの事務所のいずれかに継続して勤務していた旨主張しているところ、当時、適用事業所であったA事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は確認できず、D事業所については、適用事業所となっていない。

申立期間③について、申立人は、当該期間はD事務所で勤務しており、B事務所とD事務所は関連事務所であったことから、両事務所間は継続しているはずであり、厚生年金保険被保険者期間が欠落しているのはおかしいと主張している。

しかし、D事務所は、昭和38年9月2日に健康保険及び厚生年金保険の任意包括適用事業所となったことが確認できることから、当該期間のうち同年7月1日から同年9月2日までの期間は、同事務所は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない上、同事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる被保険者のうち、連絡先の分かった同僚に照会したが、オンライン記録において、申立人が同事務所で資格を取得した39年5月1日より前の期間について、申立人の在職及び厚生年金保険の被保険者となる雇用形態であったか否かの証言を得ることはできなかった。

また、上記被保険者名簿によると、昭和38年9月2日に資格を取得した者は23名いるが、この中に申立人の氏名は無く、申立人が資格を取得したのは39年5月1日である上、申立人の厚生年金保険の記号番号は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により同年5月16日に払い出

されていることが確認できる。

なお、申立人は、D事務所の前にB事務所で厚生年金保険被保険者となり、昭和38年7月1日に同資格を喪失しているが、同事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、社会保険事務所（当時）が同事務所から資格喪失の届出を受け付けた際の届受番号が記載されているところ、申立人はほかの複数の被保険者と同一の届受番号で処理されていることが認められる上、同一届受番号の被保険者は、全員、申立人と同じ同年7月1日に資格を喪失していることが確認できることから、申立人の同事務所における資格喪失日は同年7月1日であったと認められ、同名簿上、資格喪失の処理に不適切な事務処理があったことはうかがえない。

申立期間④について、申立人は、D事務所において途中退職したことはなく継続して勤務していたと主張している。

しかし、D事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で被保険者記録が確認できる同僚に対して調査を行ったが、申立人が当該期間の前後の期間と継続して同事務所に在職し、厚生年金保険の被保険者となる雇用形態で雇用されていたことを確認できる証言は得られなかった。

また、上記被保険者名簿において、申立人は、昭和42年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、申立人と同じ届受番号である被保険者についても、同日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人は、昭和43年1月5日に当該事務所において新たに健康保険整理番号が付番され、被保険者資格を再度取得していることが確認できる上、申立人の資格の取得及び喪失に関する不適切な事務処理はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7665 (事案 5451 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月6日から同年12月9日まで
② 昭和46年5月3日から同年10月10日まで

申立期間①はA社の船舶Bに、申立期間②はC社の船舶Dに乗船し、船員保険料が控除されていたにもかかわらず、船員保険の加入記録が無いのはおかしいため、船員保険の被保険者として認めてほしいと申し立てたが、第三者委員会から年金記録の訂正は必要でない旨の通知があった。

今回、A社の元事業主が文書を書いてくれた。また、船舶B及び船舶Dに乗船していた同僚の情報を思い出したため、再度調査を行った上で、申立期間について船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、i) 申立人の船員手帳の記録から、申立人がA社の船舶Bに昭和44年10月6日に雇い入れられ、同年12月9日に雇止めされていることが、また、C社の船舶Dに46年5月3日に雇い入れられ、同年10月10日に雇止めされていることが確認できるが、申立人はE社において43年6月19日から46年11月26日まで継続して船員保険の被保険者となっている上、A社及びC社に係る船員保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、同名簿には、申立人の資格取得の届出が両社から出されたことがうかがえる取消記録なども無いこと、ii) 申立人は、A社及びC社は、当時、申立人がE社において船員保険の被保険者となっていたことを知らなかったのであるから、両社は当然、資格取得の届出を行うはずである旨主張しているが、仮に両社が申立人に係る資格取得の届出を行っていたのであれば、当該期間において、申立人は、船員保険法により、

両社において船員保険の被保険者となり、同法による船員では無くなったE社の資格は喪失していたこととなっていたと考えられること、iii) A社及びC社の元事業主は、申立人の両社における船員保険被保険者資格の取得及び喪失の届出に関する資料を保管しておらず、E社の被保険者である期間に両社の被保険者として重複して加入していたとする申立人の主張を確認することができないこと、iv) 申立人は、船員手帳の雇用契約の記載を各申立期間における船員保険の被保険者期間の根拠としているが、船員保険被保険者記録の資格取得日及び資格喪失日と、船員手帳の雇入日及び雇止日は必ずしも一致しているものではなく、船員手帳に記載されていない期間においても船員保険の被保険者となっていることが確認できることから、船員手帳に記載されている雇入期間をもって、船員保険の被保険者期間の根拠とすることはできないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成23年3月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに当たり、申立期間①については、船舶Bに乗船していた同僚の職種や当時の年齢等について思い出したこと、及びA社の元事業主から自身が船員保険の被保険者であった旨の証明をしてもらえることができたこと、また、申立期間②については、船舶Dに乗船していた同僚の職種や当時の年齢等について思い出したことから、再度調査をして記録を認めてほしいと主張している。

申立期間①について、A社の元事業主は、当該期間に係る申立人の船員保険料は納付した旨の文書を提出している。

しかしながら、当該文書について、A社の元事業主は、「破棄してほしい。」と文書にて申し出ている上、元事業主の息子は、「申立人から再三の依頼があり、海員組合員であれば、通常は船員保険に加入させていただろうと考え、資料が無いながらも証明書を出した。しかしながら、ほかの会社で船員保険に加入しながら当社でも加入させるということはありません。」と言及している。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿から、申立人の同僚と思われる被保険者のうち、連絡先が分かった者に同僚照会を行ったが、申立人を記憶する者はおらず、申立人の船員保険の加入について証言は得られなかった。

申立期間②について、C社に係る船員保険被保険者名簿から、申立人の同僚と思われる被保険者のうち、連絡先が分かった者に同僚照会を行ったが、このうち申立人を記憶していた同僚一人は、申立人は他社に所属しながら船舶Dに乗船していたはずであると証言している。

また、C社の元事業主に対して、再度、申立人を船員保険被保険者として取り扱っていたかどうかを照会したが、資料の保管が無いことから不明

である旨の回答であった。

これらは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月 31 日から 53 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 51 年 11 月 15 日から 54 年 2 月 23 日までの期間において、A 社及び同社が社名変更した B 社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録では、A 社において 52 年 10 月 31 日に資格喪失、B 社において 53 年 6 月 1 日に資格取得となっており、申立期間が被保険者期間となっていない。

申立期間当時、会社名が A 社から B 社に変わったが、社長や従業員に変更は無く、会社は継続して営業していた。また、社名変更に伴い、私の勤務形態や業務内容が変わることも無かったため、被保険者期間が欠落するのはおかしい。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間において A 社又は B 社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は昭和 52 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、B 社は 53 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては、いずれも適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と同様、事業主を含む 5 名が、A 社において昭和 52 年 10 月 31 日に資格喪失し、B 社において 53 年 6 月 1 日に資格取得しており、いずれも申立期間については厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

さらに、上記5名のうち1名は、「当時、会社から、A社が厚生年金保険から脱退した後、B社として厚生年金保険の適用事業所となるまでの間、被保険者期間が欠落する旨の説明を受けた。この期間については、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

加えて、当時の事業主は、「当時の資料は保管していない。」としており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類等を確認することはできない上、申立人も、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 1 月 4 日から 30 年 5 月 1 日まで
② 昭和 30 年 8 月 1 日から 40 年 11 月 30 日まで
③ 昭和 41 年 11 月 1 日から 43 年 11 月 1 日まで

ねんきん特別便を見たところ、私の年金記録が、A社に勤務した申立期間①及び③とB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険被保険者記録が無いことを知った。

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認してもらったところ、脱退手当金を2回支給したことになっていると言われたが、受け取った記憶が無い。

2回目に支給したとされている日は、長女を出産した直後であり、受け取れるはずがないし、出産後も働く意思があったので、年金としてもらっつもりでいた。

調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①及び②に係るものと、申立期間③に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているというのは考え難い。

また、申立期間②及び③に係る申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、いずれの申立期間とも、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②及び③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日からいずれも4か月以内に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の被保険者番号は、申立期間①及び②は同一番号で管理

されているにもかかわらず、申立期間③は別番号となっており、また、申立期間③の後の事業所における番号も申立期間③とは別番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 15 日から同年 9 月頃まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

A社は、B業務を行う会社で、当時、私は、同社の近所に住んでいた。直接、同社に出向いて、雇ってくれるよう頼んだところ、C職に採用してくれた。

最初の1か月間ぐらいは、上司の下についていたが、その後は一人で仕事をするようになった。

当時、私が正社員として雇われていたのかはよく分からないが、A社に勤務したことは間違いないので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における業務内容を具体的に記憶しているが、同社の複数の同僚に照会したものの、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことを確認できる具体的な供述を得ることはできなかった。

また、複数の同僚が、「当時、C職の中には、正社員以外の従業員がいた。」としており、そのうちの1名は、「正社員以外の従業員は、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人に係る人事記録及び給与関係書類等を確認することはできない上、申立人も、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月 1 日から平成 2 年 2 月 1 日まで
私は、昭和 59 年 9 月 1 日から平成 2 年 1 月 31 日までの期間において A 社から現在の B 社に C 職として派遣されていたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。給与明細書等は残っていないが、月に数回、A 社に経費明細書等を提出しに行っており、在籍していたことは間違いないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が同僚として名前を挙げた者の証言から、期間は特定できないものの、申立人が A 社に在籍していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録において、A 社は、厚生年金保険の適用事業所として見当たらない。

また、A 社があったと申立人が記憶する所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記同僚は、「私は、個人事業主として A 社と取引していたので同社と直接の雇用関係は無く、同社の事務手続や、申立人の厚生年金保険の加入状況までは分からない。」と回答している。

加えて、申立人の A 社における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月5日から38年8月16日まで
私は、昭和30年4月6日から46年6月30日までの期間においてA事業所に継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険被保険者となっていない。同事業所を退職した時に、事業主から感謝状を授与されており、当該感謝状には16年間勤務した旨の記載もある。調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA事業所を退職した時に事業主から授与された感謝状、B事業所から提出のあった申立人に係る「C施設従業員登録票」及び雇用保険の加入記録から、申立人が昭和30年4月6日から46年6月30日までの期間においてA事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記従業員登録票において、申立人は、A事業所に在籍していた昭和37年3月5日から業務外疾病による無給休暇を取得していたことが確認できる。

また、B事業所では、上記従業員登録票において、申立人の無給休暇終了時期に関する記載が無いことから、復職日に関しては不明であると回答しているところ、申立人は、昭和37年頃から疾病により約2年間、A事業所を欠勤し、療養していたと述べている。

さらに、D健康保険組合の記録において、申立人は、昭和37年3月5日に健康保険被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票において、申立人は、同年3月5日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、38年8月16日に同資格を再度取得していることが確認でき、オンライン記録と一致し

ている。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7671

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から 53 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間において正社員としてA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者となっていない。

当初は、A社B店において約半年間、D職見習として勤務し、同店の閉鎖に伴い同社C店に異動してD職担当となった。

A社B店の店長、同僚の名前を覚えている。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が挙げる同僚のうち、複数の者の名前が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、元事業主及び複数の元従業員が、「当時、正社員だけが厚生年金保険に加入しており、アルバイトは加入していなかった。」と供述しているところ、複数の同僚に照会したものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人が正社員であったことを確認することができない。

また、申立人は、同期入社で、同じ業務をしていた同僚の名前を挙げているが、上記の被保険者名簿において、当該同僚の名前は見当たらない。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、「申立期間に係る資料は保存していない。」と回答しているため、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することができない上、申立人も、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月頃から24年2月1日まで

私は、昭和21年6月頃、義兄の紹介によりA社に入社し、25年12月まで継続して勤務していた。B職だった。

しかし、厚生年金保険の記録では、A社において昭和24年2月1日に資格取得となっており、申立期間が被保険者期間となっていない。

当時、小学生だった甥^{おい}は、私が申立期間においてA社に勤務していたことを記憶している。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の甥^{おい}及び複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の同僚が回答する自身の入社日と厚生年金保険の資格取得日は一致しておらず、このうち1名は、「入社後、試用期間があった。」と供述していることから、当時、A社においては、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、入社後、厚生年金保険に加入するまでの期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が、自身よりも少し前に入社したとして挙げた同僚は、「私の方が、申立人より少し前に入社した。」と供述しているところ、オンライン記録によると、A社における資格取得日は、当該同僚が昭和23年11月5日、申立人が24年2月1日となっているほか、当該同僚は、同

社に8年間勤務したと回答しているところ、資格喪失日から判断すると、資格取得日より前の22年には入社していたことがわかるなど、上記の供述と符合している。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡しているため、申立人に係る人事記録及び給与関係書類等を確認することはできない上、申立人も、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和47年9月1日から同年10月12日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和49年5月1日から同年8月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年9月1日から同年10月12日まで
② 昭和49年5月1日から同年8月1日まで

私は、昭和47年9月1日から56年8月30日までの期間においてA社に勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間①が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

また、A社がB地区からC地区へ移転した直後の申立期間②の標準報酬月額の記録が、実際に支給されていた給与額に比べ、低額となっている。

調査の上、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めるとともに、申立期間②の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社には昭和47年9月1日に入社し、同年9月7日頃には、健康保険被保険者証の交付を受けたと述べている。

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における資格取得日は昭和47年10月12日となっており、オンライン記録と符合する。

また、複数の同僚の厚生年金保険の資格取得日は、雇用保険の資格取得日と同日、又は雇用保険の資格取得日の約1か月後となっていることが確認できる。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当

時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人が同僚として名前を挙げた者を含むA社の元従業員に文書照会したものの、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除をうかがえる証言を得ることができなかった。

このほか、申立人は、当該期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、「当時、A社本社がB地区からC地区に移転ただけで、給与支給額に変動は無かった。また、同年4月に昇格したので報酬月額が下がるはずがないにもかかわらず、当該期間の標準報酬月額が減額となっているのはおかしい。」と述べている。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除額について確認することができない上、同僚調査においても、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除額をうかがえる証言は得られなかった。

また、オンライン記録により、当該期間においてA社の厚生年金保険被保険者となっている元社員の標準報酬月額の推移について調査したところ、申立人と同様に標準報酬月額が当該期間直前と比較して減額となっている者が複数いることが確認でき、申立人の標準報酬月額の推移がほかの同僚と比較して不自然であるとまでは言えない。

さらに、A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録は、オンライン記録と一致している上、標準報酬月額が遡って訂正されているなど不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

加えて、申立人は、主張する報酬月額及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7674

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月頃から 58 年 1 月 20 日頃まで
A 社（現在は、B 社）に勤務していた申立期間が、厚生年金保険被保険者期間となっていない。同社に勤務していた当時、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶がある。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 社に勤務していたと述べているところ、雇用保険の加入記録では、申立人は、昭和 56 年 10 月 1 日から 58 年 2 月 28 日までの期間について、同社に係る雇用保険被保険者となっていたことが確認できる。

しかしながら、A 社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 50 年 4 月 29 日に厚生年金保険の任意包括適用事業所でなくなっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A 社が厚生年金保険の任意包括適用事業所でなくなった昭和 50 年 4 月 29 日に同社の被保険者資格を喪失し、申立期間当時まで引き続き同社で勤務していた複数の元社員は、「A 社から昭和 50 年 4 月頃に厚生年金保険の適用事業所でなくなる旨の説明を受け、これに同意した。」と供述している。

さらに、商業登記簿謄本から、A 社は商号を B 社に変更していることが確認できるが、オンライン記録では、同社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、同社の所在地も不明である上、A 社の元事業主も連絡先が不明であることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除につ

いて確認することができない。

加えて、申立人はA社で一緒に勤務した上司及び同僚の氏名を姓のみしか記憶しておらず、オンライン記録において該当者を特定することができないことから、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 1 日から 48 年 5 月 1 日まで
私は、昭和 47 年 3 月に友人の紹介で A 社に入社し、48 年 4 月に退職するまで B 社 C 事業所に派遣され、D 職として勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間が被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 社に勤務していたと述べているが、当該名称の事業所が複数存在するところ、申立人は、同社の所在地、事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、申立てに係る事業所を特定することができない。

また、複数の A 社という名称の事業所に照会したものの、申立人が勤務していたと回答した事業所は無い。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人の申立期間における記録が無い。

加えて、申立人は、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7676 (事案 5963 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月21日から29年9月6日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。同社に合併される前のB社に入社し、合併後も継続してA社に勤務していた。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A社の厚生年金保険被保険者となっている者は、既に死亡又は連絡先不明のため、証言を得ることができず、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができないこと、申立人が名前を挙げた複数の同僚は、申立期間において、同社の厚生年金保険被保険者となっていないこと、また、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和27年9月21日に同社の被保険者資格を取得し、28年5月21日に資格喪失した記録が確認でき、オンライン記録と一致する上、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる資料が無いことなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成23年6月29日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は勤務実態を示す資料として新たに申立期間当時、申立人が同僚らと一緒に写したとする写真を提出したが、上記の写真では、撮影した年月日を特定できない上、申立人が当時、同僚とする元社員は既に死亡しているため、証言を得ることができないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態について確認することができない。

このほかに、申立人から厚生年金保険料の控除を示す新たな資料の提出や周辺事情も無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで
② 昭和 38 年 6 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 10 月 1 日から 40 年 3 月 31 日までの期間において、A 社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②において、申立期間後に勤務した B 社（現在は、D 社）が保管している申立人に係る履歴書及び同僚の証言等により、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 38 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間及び 39 年 4 月 1 日から 40 年 12 月 1 日までの期間は厚生年金保険の適用事業所となっているものの、申立期間①及び②においては適用事業所となっていない。

また、申立人は、A 社の従業員数は 10 数名であったと述べているところ、上記事業所別被保険者名簿から、代表取締役を含む全被保険者 11 名については、被保険者期間が昭和 38 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間となっていることが確認できる上、同社が C 市に移転した後に新規適用事業所となった 39 年 4 月 1 日に上記 11 名のうち 5 名を含む 13 名について被保険者資格を取得しており、申立人の申立期間①及び②において同社に被保険者記録のある者はいない。

さらに、A 社の商業登記簿謄本に記載されている代表取締役及び取締役は既に死亡しており、申立人の申立期間①及び②に係る保険料の控除につ

いて確認することができない。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月頃から 47 年 4 月頃まで
A社に勤務していた申立期間が、厚生年金保険被保険者期間となっていない。私は、昭和 46 年 4 月に大学二部へ入学したと同時に同社に入社した。雇用形態はアルバイトであったと思うが、同社で勤務したことに間違いなく、調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社の事業主として名前を挙げた者は、「私は、A社の社長を務めたことがある。申立人の在籍期間は分からないが、申立人が同社に勤務していたことは覚えている。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 59 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる上、申立人の同社における雇用保険の加入記録も見当たらない。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった当時の事業主は、既に死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社は、平成 21 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、同社の親会社であったB社に、申立期間当時のA社の厚生年金保険の適用及び申立人の給与からの厚生年金保険料控除について照会したが、同社は、「申立期間当時のA社の状況については、不明である。」と回答している。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和46年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、連絡先の判明した26人に、申立人のA社における勤務実態及び同社における厚生年金保険の適用について照会したところ、17人から回答を得たが、いずれの者からも申立人の同社における勤務実態及び同社における厚生年金保険の適用をうかがえる証言を得ることができなかった。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7679

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 20 日から 52 年 9 月 29 日まで
昭和 34 年 1 月に、A 社を退職して 52 年 9 月までの期間において、B 社に勤務していたことがあるにもかかわらず、年金事務所では同社の厚生年金保険被保険者記録の確認ができなかったため調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中に B 社に勤務していたことがあると主張しているが、同社は既に解散しており、労働者名簿や社員名簿等が無く、申立人の申立期間当時の雇用形態及び勤務実態を確認することができない。

また、B 社の清算人が保管していた申立期間当時の健康保険台帳及び失業（雇用）保険台帳を確認したものの、申立人の氏名の記載は無い。

さらに、B 社が加入していた C 厚生年金基金において、申立人の加入記録は無く、D 健康保険組合へも照会したが、申立期間当時の記録は保存していないとの回答であった。

加えて、B 社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間に係る整理番号*番（昭和 34 年 1 月 5 日資格取得）から同*番（昭和 52 年 12 月 17 日資格取得）までの被保険者資格取得者の中には、申立人の氏名は確認できず、欠番も無い。

このほか、申立人の B 社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7680

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
私は、昭和 45 年 3 月に専門学校を卒業後、A社で勤務した。しかし、年金記録を見ると同社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶するA社の所在地が、同社の閉鎖登記簿謄本の記載内容と一致することから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和 46 年 3 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 46 年 3 月 17 日に被保険者資格を取得した同僚は、同社で 45 年 1 月頃から勤務していたが、46 年 3 月 17 日より前の期間については厚生年金保険には加入しておらず、厚生年金保険料は控除されていなかったと思う旨述べている。

さらに、上記閉鎖登記簿謄本に記載されている代表取締役は、既に死亡しており、そのほかの役員についても死亡又は連絡先が不明であり、これらの者から証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。